

令和 3 年 度

定 例 監 査 報 告 書

随 時 監 査 報 告 書

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

工 事 監 査 報 告 書

本 庄 市 監 査 委 員



本監発第54号
令和3年12月14日

本庄市長 吉田 信解 様
本庄市議会議長 広瀬 伸一 様
本庄市教育委員会教育長 勝山 勉 様

本庄市監査委員 岩 堀 薫
本庄市監査委員 柿 沼 光 男

定例監査等の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定により、令和3年度の定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

目 次

I	定例監査	1頁
	第1 監査の対象及び執行期日	1頁
	第2 監査の着眼点	1頁
	第3 監査の実施内容	1頁
	第4 監査の結果	2頁
	令和3年度 定例監査対象	4頁
II	随時監査	5頁
	第1 監査の対象及び執行期日	5頁
	第2 監査の着眼点	5頁
	第3 監査の実施内容	5頁
	第4 監査の結果	6頁
III	財政援助団体監査	7頁
	第1 監査の対象及び執行期日	7頁
	第2 監査の着眼点	7頁
	第3 監査の実施内容	7頁
	第4 監査の結果	8頁

IV	工事監査	9頁
	第1	監査の対象及び執行期日 9頁
	第2	監査の着眼点 9頁
	第3	監査の実施内容 9頁
	第4	監査の結果 10頁

別添 工事技術調査結果報告

I 定例監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象 「令和3年度定例監査対象」(4頁)のとおり
執行期日 令和3年10月22日～12月2日

第2 監査の着眼点

令和3年度定例監査においては、本庄市監査基準(令和2年4月1日施行)及び令和3年度本庄市監査実施計画に基づき監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に実施されているか。
- イ 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切であるか。
- ウ 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出がなされていないか。
- エ 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適切であるか。
- オ 財産の取得及び処分の手続が適切に実施されているか。

第3 監査の実施内容

定例監査においては、令和3年4月から9月までの財務執行状況を確認するため事前提出資料として、対象期間における主要事業の事業別調書の提出を求めた。

提出された資料をもとに、関係諸帳簿との適合性について調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況は、全体的に地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則り、関係法令及び条例、規則等に基づいて適正に、合理的かつ効率的に執行され、所期の目的に沿う成果をあげているものと認められた。

なお、監査委員によるヒアリング時及び書面審査の執行過程において指示を行った下記事項について考慮しながら事務を執行されるよう要望する。

(1) 基金の管理運営方法を見直されたい。

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。特定の目的に応じて効果的、効率的な管理が求められるところである。

ふるさと納税の盛り上がりから本市においても本市のまちづくり全般に活用する目的であるふるさと創生基金への寄付も増えてきている。一方、ある基金の歳入については、資金運用による歳入はあるものの寄付による歳入はほぼない状況である。特定の目的を達成するために設置された基金について、寄付がない状況であれば、ふるさと創生基金を主とした寄付の運用に移行することも含めて、基金の効率的な管理を目指していただきたい。

(2) 工事工程や委託内容を理由として契約案件を複数の契約としている事例に対し、財政課から令和2年12月23日付け文書「不適切な分割発注の禁止について」及び令和3年4月版「本庄市随意契約ガイドライン（随意契約適正実施のための指針）」が示され、市全部署に向け周知されているところであるが、今後、地方自治法第234条の規定に則った適正な予算執行を管理する体制を検討されたい。

(3) デジタル化による市民の利便性向上、効率化を推進されたい。

事務ICT化事業に関して業務の効率化、コスト削減、住民サービス

の向上につながる自治体クラウドの活用を見据えた準備を推進していただきたい。

また、本市はRPA（Robotic Process Automation）を導入し、事務の効率化に務めているとのことである。システム導入が目的化してしまわないよう住民の利便性向上及び負担の軽減を考え、効果的、効率的な運用を図っていただきたい。

（４）市の事業に関する市民への明快な説明を推進していただきたい。

一例として、道路に設置された街灯の種類に関する周知が挙げられる。

街灯は、住民の夜間の安全を守る重要な役割を担っているだけに、住民の関心も高いところであり、電球が切れた街灯や暗い場所が存在している場合に、速やかな対応を期待しているところである。

ところが、街灯には設置する目的により、大きく４種類に分けられ、それぞれの管理者、問い合わせ先が異なり、住民も混乱するところである。街灯の問い合わせ窓口の一元化が望まれるが、実現までの間、市職員による丁寧な説明を継続するとともに周知の徹底を図るなど、市の事業に関して市民に分かりやすい体制整備と丁寧で明快な説明を推進されたい。

令和3年度 定例監査対象

監 査 期 日	課 名 等	監 査 期 日	課 名 等
【ヒアリング実施】 11月8日(月)	行 政 管 理 課	【書面審査】	秘 書 課
	収 納 課		広 報 課
	道 路 管 理 課		オリンピッック・パ ^ラ リンピッック支援室
	道 路 整 備 課		課 税 課
都 市 計 画 課	市 民 課		
11月11日(木)	教 育 総 務 課		地 域 福 祉 課
	生 涯 学 習 課		介 護 保 険 課
	文 化 財 保 護 課		保 険 課
	企 画 課		保 育 課
	財 政 課		農 政 課
	情 報 シ ス テ ム 課		産 業 開 発 室
11月12日(金)	市 民 活 動 推 進 課		建 築 開 発 課
	危 機 管 理 課		営 繕 住 宅 課
	子 育 て 支 援 課		学 校 教 育 課
	生 活 自 立 支 援 課		ス ポ ー ツ 推 進 課
	障 害 福 祉 課		図 書 館
	環 境 推 進 課		会 計 課
	商 工 観 光 課		議 会 事 務 局
11月22日(月)	健 康 推 進 課		農 業 委 員 会
	本 庄 東 中 学 校		監 査 委 員 事 務 局
	秋 平 小 学 校	水 道 課	
	支 所 総 務 課	下 水 道 課	
	支 所 環 境 産 業 課		

※ヒアリング実施課については、出先機関は実地において、その他は本庄市役所会議室において監査を行った。

II 随時監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象 下記18課、契約件数60件
財政課、行政管理課、市民活動推進課、危機管理課、支所総務課、地域福祉課、生活自立支援課、障害福祉課、健康推進課、子育て支援課、保育課、環境推進課、支所環境産業課、道路整備課、都市計画課、営繕住宅課、教育総務課、スポーツ推進課
執行期日 令和3年8月18日～11月11日

第2 監査の着眼点

令和3年度随時監査においては、本庄市監査基準及び令和3年度本庄市監査実施計画に基づき下記着眼点のもと実施した。

- ・ 契約書、見積書等関係書類が确实かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適切であるか。

第3 監査の実施内容

随時監査においては、令和2年度定例監査における指摘事項を受けて適正な事務処理を実施しているかについて確認するため、市全課における令和3年2月15日から令和3年7月21日までに契約した委託・工事・需用費（修繕）業務のうちから選定して書面による審査を実施した。

実施にあたっては、提出資料として、起案用紙（決裁状況）、起案理由、見積関係書類、契約書、完了通知、完了検査結果報告など関係書類の提出を求めた。

提出されたこれらの資料をもとに審査を行うとともに、適宜、関係職員から事務・事業の概要、執行状況等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

契約に係る事務の執行状況は、全体的に地方自治法施行令等関係法令及び条例、規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部では下記のとおり改善を要する事務処理が見受けられたので、適切な処置を講じ、以後に実施する事業においても改善内容を反映させられたい。

- (1) 工事工程や委託内容を理由として契約案件を複数の契約としている事例が数例見られた。事由・状況に差異がみられるが、今後、内容を精査のうえ同様事例での一括契約を強く要望する。すでに適正な契約の指針として財政課から令和2年12月23日付け文書「不適切な分割発注の禁止について」が市全部署に向け通知されており、また、令和3年4月版「本庄市随意契約ガイドライン（随意契約適正実施のための指針）」が示され、市全部署に向け周知されているところであり、各部署においてあらためて周知徹底を行われたい。
- (2) 本庄市契約規則や上記随意契約ガイドラインにおいて規定されている必要書類や手順である見積書や起案手続きが不足・未実施の事例がみられた。また、業務完了後の完了通知の收受や完了検査結果の通知がされていない例もあった。契約書に添付する本庄市契約約款に則して適正に事務処理を行われたい。
- (3) 一部の起案文書において決裁日、施行日、発注日の齟齬や日付の未記入があった。公文書作成にあたっては、十分な配慮と慎重を期し、適正に事務処理を行われたい。
- (4) 決裁文書作成にあたり、契約書や見積書等の相手方企業等の印影がある文書を添付する場合、情報公開区分を一部非公開とすべきところを全部公開としている事例が多く見受けられた。市において全庁的に適正な処理を徹底されたい。

Ⅲ 財政援助団体監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象

- ・ 団 体 名 公益社団法人 本庄市シルバー人材センター
- ・ 補助所管課 本庄市地域福祉課
- ・ 補 助 金 名 本庄市シルバー人材センター補助金 19,750,000 円
- ・ 補 助 目 的 高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進に資するとともに
高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与
するため

執行期日 令和3年11月22日

第2 監査の着眼点

令和3年度監査においては、本庄市監査基準及び令和3年度本庄市監査実施計画に基づき監査項目ごとに下記着眼点のもと実施した。

- ア 補助金の交付目的、補助対象事業が明確であり、市所管課において規則どおりに交付手続が行われているか。
- イ 団体の該当事業における事業計画書、予算書が市所管課へ提出した交付申請書に符合しているか。
- ウ 事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。

第3 監査の実施内容

財政援助団体の監査は、地方自治法第199条第7項の規定により、補助金等の財政的援助を行っている対象事業が、目的に沿って適正かつ効果的に遂行されているかを監査するものであり、今年度は「公益社団法人 本庄市シルバー人材センター」について監査を実施した。

監査にあたっては、財政援助団体及び市の補助執行所管課に提出を求めた資料をもとに、財務執行及び事業執行状況について調査を行うとともに、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、今年度の重点及び課題等についても説明を求めて監査を実施した。

第4 監査の結果

関係資料に基づき説明を受けたところ、事務処理は適正であり、事業も交付目的に沿って実施され、効果をあげていることを確認した。

シルバー人材センターの存在は、その事業目的である高年齢者の能力を生かした就業機会の増大だけでなく、組織に所属することによる仲間どうしのつながりやボランティア活動による社会貢献の機会の提供など、高年齢者の居場所づくりに貢献するものであることが確認できた。

今後の大きな課題としては、令和5年10月から開始されるインボイス制度による消費税の対応がある。インボイス制度が導入されると、会員に支払う配分金が消費税の仕入税額控除の対象にならなくなり、消費税の納税額が大幅に増加する可能性がある。このことについては、国・県単位の上部組織や税制担当官庁と早期のうちに逐次連絡をとり状況把握に努め、市とも連携して対応にあたられたい。

これからも高年齢者が自身の能力を発揮し、生きがいを提供する場として就業案件の紹介や社会貢献につながる事業の実施を推進していただきたい。

IV 工事監査

第1 監査の対象及び執行期日

対 象 本庄市東部スポーツグラウンド改修工事
執行期日 令和3年8月4日

第2 監査の着眼点

令和3年度監査においては、本庄市監査基準及び令和3年度本庄市監査実施計画に基づき下記着眼点のもと実施した。

- ・ 工事の計画、設計、契約及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか。

第3 監査の実施内容

今年度施工中の工事から、契約金額、規模、進捗状況等を勘案して本庄市東部スポーツグラウンド改修工事を監査対象として選定した。なお、監査の実施にあたり、専門的見地から監査をするために、公益社団法人 大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士支援により監査を執行した。

当該工事が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、計画、設計、積算、契約、施工状況、施工管理等に重点をおき、所管課に契約書類、工事設計書、関係図面等の提出を求め、公益社団法人 大阪技術振興協会から派遣された技術士による調査・助言を得て、関係職員から説明を聴取し、書類審査並びに工事現場の実地調査を行った。

第4 監査の結果

この結果、工事計画、設計方針をはじめ契約面や施工状況等は、概ね適正かつ効率的に執行され、安全面、管理面等にも配慮を行い、全体として適切に施工されていることが確認できた。

なお、技術士から工事技術調査結果報告の中で指摘された事項については検討のうえ、今後の工事に活かされたい。

工事技術調査結果報告については別添のとおりである。

本庄市

令和3年度工事監査
技術調査結果報告書

令和3年9月2日

受託者名 公益社団法人 大阪技術振興協会
調査員氏名 技術士(建設部門・総合技術監理部門) 熊井 文孝

調査実施日：令和3年8月4日(水)

調査場所：本庄市役所2階職員厚生室及び本庄市字籠瀬地内

監査執行者：代表監査委員 岩堀 薫
監査委員 柿沼 光男

調査立会者：監査委員事務局
事務局長 小島 哲
監査係長 田端 貴彦
主査 澁澤 伸夫

調査対象工事：本庄市東部スポーツグラウンド改修工事

【調査結果報告】

■対象工事名：本庄市東部スポーツグラウンド改修工事

1. 工事内容説明者

・対象工事関係市職員

都市整備部	部長（技）	加藤 衛
	次長（技）	齊藤 順一
都市整備部営繕住宅課	課長（技）	長浜 徹
〃	課長補佐兼営繕係長（技）	岩井 孝訓
〃	技師	藤塚 廉
企画財政部財政課	副参事（技）	岩井 正喜
〃	課長補佐兼契約検査係長	福島 和孝
〃	主任	高柳 洋資
〃	主事	市川 尚樹
教育委員会事務局		
スポーツ推進課	課長	塩原 利春
〃	課長補佐兼庶務係長	田中 千尋

・工事関係者

株式会社関口組	現場代理人	小池 修
公益財団法人 日本体育施設協会	関東支店関東営業所	宮崎 直人

2. 工事概要

- 1) 工事場所 本庄市字竈瀬地内
- 2) 工事内容
 - 路床整正 10260 m²
 - 表層工（特殊針葉樹皮混合土 100mm） 10260 m²
 - 表層処理工 10260 m²
 - 防球ネット（H=10m）L=100m
- 3) 入札方式 一般競争入札
- 4) 工事請負会社 株式会社関口組
- 5) 現場代理人 小池 修
- 6) 主任技術者 小池 修（1級土木施工管理技士）
- 7) 設計業者 本庄測量設計株式会社
- 8) 施工監理委託業者 なし（自主監理）
- 9) 事業費（消費税含む）
 - 設計金額 94,045,600 円
 - 契約金額 83,955,300 円

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 10) 工事期間 | 令和3年5月24日～令和3年9月24日 |
| 11) 工事進捗状況 | 計画出来高 32.8%、実施出来高 32.8% (令和3年7月末日現在) |
| 12) 公告日 | 令和3年4月16日 |
| 13) 開札年月日 | 令和3年5月13日 |
| 14) 契約年月日 | 令和3年5月24日 |
| 15) 履行保証 | 東日本建設業保証株式会社による保証 |
| 16) 前払金保証 | 東日本建設業保証株式会社による保証 |
| 17) 工事監督員 | 総括監督職員 課長補佐 岩井 孝訓
担当監督職員 技 師 藤塚 廉 |

3. 工事監査・技術調査における所見

当該工事の目的は、令和元年10月に発生した台風19号により、ソフトボール専用として使用されていた利根川河川敷の山王堂グラウンドが流出し、公認グラウンド2面を含めて使用できない状況となったことから近年の豪雨災害等を考慮し、関係部署とも調整を図り、東部スポーツグラウンドを改修し、近代的なソフトボール公認グラウンド2面を造成することにしたものである。

当該改修工事における計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、材料検査等に関する各段階における適合性について、午前には本庄市役所2階職員厚生室において書類調査及び聞き取り調査を行った。また、午後から現地において施工状況及び労働安全掲示物等を確認した。その結果について申し述べる。

(1) 計画について

ア、当該工事は、令和元年10月に発生した台風19号により利根川河川敷にあった、ソフトボール専用グラウンドが流出したために行うグラウンド改修工事である。

当該計画は、当該工事地域における公認ソフトボールグラウンドとして妥当な計画である。

イ、工事施工の決裁手続きは、「本庄市文書取扱規則及び本庄市契約規則」に基づき適正に行われていることを関係資料により確認した。適正である。

(2) 設計について

ア、当該設計は、クレイ系舗装に土壌改良剤として「とちエコファイバー（スギ・ヒノキの樹皮）」を使用することで乾燥時の表層土の飛散を抑制するとともに、降雨時には泥濘化しにくく排水性にも優れている。また多少のクッション性を有することから最近の小学校のグラウンドにも使用されているものである。妥当な選択である。

イ、工事期間の算定は、「埼玉県土木工事標準積算基準書 令和2年11月発行 埼玉県」に基づき算出したとの説明を受けた。また工期算定計算書を確認した。適正である。

ウ、「現場説明書」において、①当該工事施工に関し参考とすべき設計図書及び標準及び関係仕様書について表示しているが、これらの優先順位を示し、施工上戸惑うことの

無いように丁寧に説明していただきたい。②現場説明書に記載している事柄で特に当該工事施工上重要であるものについては、施工計画書に記載させ、注意して施工に当たるよう明確化していただきたい。

エ、設計に使用した基準書及び参考資料のうち代表的に以下の 2 つについて聞き取り調査し、また、現物を確認した。その結果資料は最新版管理が行われ適正であることを確認した。

①屋外体育施設舗装工事の積算の手引 平成 28 年改定版 公益財団法人日本体育施設協会

②埼玉県土木工事実務要覧 平成 31 年 4 月版 埼玉県

オ、聞き取り調査の結果当該ソフトボールグラウンドは、2 面とも公式認定条件を維持し、近隣スポーツの発展と青少年教育活動に大いに貢献するものであることから妥当な設計である。

(3) 積算について

ア、歩掛及び単価のチェックは、正しく設定され誤算がないことを確認したか聞き取り調査した。積算は積算システムを利用し、設計者と改算者によるダブルチェックを行い、誤設定がないことを確認したとの説明を受けた。また、積算結果は、課内で繰り返しチェックが行われていることから特に問題はなく適正である。

イ、積算の基準となる下記の資料について現物の確認を行った。

①令和 3 年度土木工事設計単価表 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日発行 埼玉県

この単価表は、積算時の最新版であることから適正である。

ウ、設計内訳書の照査は、積算システムを利用して設計者及び改算者がチェック（ダブルチェック）を行い、数字の誤り及び誤積算がないかについて確認しているとの説明を受けた。妥当である。

(4) 契約について

ア、請負者の資格審査等審査事務の概要について調査した。入札方式は、一般競争入札であることを工事概要書で確認した。建設工事等の競争入札の参加資格の審査については、審査事務の効率化を図るため埼玉県及び埼玉県内自治体で共同の受付と審査を行っている。建設工事を例とした場合、法令上の欠格要件に該当しないことに加え、建設業の許可や社会保険等の加入を資格要件としている。また、一般競争入札の場合は、落札者候補となった事業者に対して参加資格等確認申請書の提出を求めており、本庄市が当該工事に配置予定の技術者等の情報を確認したうえで契約を締結しているとの説明を受けた。適正である。

イ、履行保証及び前払金保証は、適正に行われているか確認した。履行保証については、契約約款に基づき契約金額の 100 分の 10 以上の保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）による保証証書が提出されていること、また、前払金保証は、保証事業会

社（東日本建設業保証株式会社）の発行する保証証書が提出されていることを確認した。適正である。

ウ、契約書に添付されている印紙について印紙の金額が妥当であるか調査した。契約金額が五千万円を超え一億円以下のものについて、現行参万円の収入印紙を添付することになっている。契約書を調査した結果、参万円の収入印紙が貼付され、消印されていることを確認した。適正である。

エ、監督職員通知書が発行されているか聞き取り調査した。監督職員通知書は適正に発行され請負会社に通知されているとの説明を受けた。適正である。

（５）施工及び施工管理について

１）書類関係

ア、実施工程について調査した。実施工程は、ほぼ計画通りに進捗しているとの説明を受けた。また、直近の実施工程表が示され、計画と実施の比較確認をすることができた。妥当な状況である。

イ、当該工事で提出されている施工計画書について記載内容の確認及び聞き取り調査を行った。当該施工計画書は、設計図、契約書及びその他仕様書（現場説明書及びその他関係仕様書）等に基づき、当該工事を施工するための基本的事項について記載され、ほぼ設計意図を理解して作成されていることを確認した。また、監督員によるチェックが行われていることも確認できた。しかし、当該工事の施工計画書を受領する際は、特に初めて施工が行われるクレイ系舗装材の混合方法及び撒きだし時における品質管理及び出来形管理について再現性のある方法を具体的に記載させ、計画通りに実施工を行うように指導いただきたい。この部分は、クレイ系舗装の急所に当たる部分であるので施工法を確立して今後の類似工事の参考となるようにしていただきたいと考えている。また、施工計画書にページ番号をふると見やすくなり、いろいろな機会に施工計画書を利用できるのでページ番号を付けることをお勧めする。

ウ、段階確認について聞き取り調査及び書類調査を行った。段階確認は、計画に基づき実施されていることを確認した。ただし、段階確認は工事の途中であっても実施した範囲について、調査時の写真を含めて実施結果を整理して、記録としておくことを今後検討の上考慮していただきたい。

エ、工事写真は、請負業者が撮影後保管しているとの説明を受けたが、工事写真は時機を失さないように必要な工事写真を得ることが重要であることから、できるだけ早く写真の内容を確認し、「設計の意図を裏付ける工事写真であるか」必ず確認を行い、請負会社に整理させるように留意していただきたい。

２）現場管理

ア、調査当日の作業は、クレイ系舗装材の撒き出し及び転圧作業が建設機械により実施されていた。丁寧な作業が行われており施工管理上特に問題はない。しかし、請負業

者が実施している作業内容を事前に報告させていないとのことであるが、請負業者がどのような工事を行っているか（設計意図に合致する製品の築造が行われているか）確認のため重要なことであるので事前に把握していただきたい。報告様式は施工する前に週報等に記載させ、作業当日に電話で連絡する等の工夫を請負業者と協議のうえ決めておくことが一般的である。

- イ、クレイ系舗装材の入荷検収は、設計数量、前日までの入荷数量、今回入荷量、累計入荷量及び残数量がわかる検収書様式を請負業者に作成させ、それに基づいて検収を行うようにするとわかりやすいので、一つの方法としてお勧めする。
- ウ、昨今、地球温暖化の影響に伴い、気温、台風の強さ、風等が厳しくなっている。夏の暑さは大変厳しく、今後は夏場の進捗工程にも影響を及ぼしかねないのではないかと危惧される状況になっている。当該現場の労務管理も毎日ご苦労があるものと推測している。詰所内の低温化等体調管理が進められているが、温度計と湿度計が設置してあることは確認できたが、これらをどのように活用して熱中症対策に対応するのかについて具体的に、現場で見えるように示すことが重要であるので工夫していただきたい。
- エ、現在無事故・無災害で当該工事が進められているとの説明を受けた。現場は標準的に工事が進められているものと推測している。今後仕上げ工事の時期に入ると単独作業や短時間作業が輻輳するので、施工管理技術者及び監督員は十分作業内容を把握し、人命を失う等の重篤災害が発生しないようにしていただきたい。
- オ、事業目的に合致する優れたものを築造するのは、設計意図を明確にした設計と設計意図を具体化した施工体制に基づく施工である。したがって設計者と施工者は竣工するまで事業目的に沿ったそれぞれの業務を果たすようにすることが大切である。ぜひ当該工事関係者は、利用者に誇れるモノづくりに徹していただきたい。

4. 総合的所見

当該工事の調査に提示された計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、材料検査等に関する各段階における適合性について、書類及び聞き取り調査を実施した。また、現地において掲示物、施工状況及び工事現場の維持管理等について調査した。

その結果、特に指摘する事項はなく適正に工事が執行されているものと判断した。しかし、3. 工事監査・技術調査における所見の各項目に、配慮していただきたい事項を記載したので適切に対応され、今後の施工に活かしていただくことを願っている。

以上

